上天草市一般廃棄物処理基本計画 【改訂版】

平成29年4月



≪ 目 次 ≫

| 弗 | | † 画の基本的事項 | |
|----|-------------------|-----------------------------|-----|
| | 第1節 第2節 第3節 | 計画策定の趣旨計画の位置づけ 計画の期間 | . 3 |
| 第 | 2章 - | -般廃棄物の現状と課題 | |
| | 第1節 1 | ごみ処理の現状と課題 ごみ排出の状況と課題 | 5 |
| | 2 | 資源化の状況と課題 | |
| | 3 | ごみ処理の状況と課題 | |
| | 4 | 市民等のごみに対する意識 | 18 |
| | 第2節 | 生活排水処理の現状と課題 | |
| | 1 | 生活排水処理の状況と課題 | 22 |
| 第 | 3章 - | 一般廃棄物の将来推計 | |
| | 第1節 | ごみ処理に関する将来推計 | |
| | 1 | ごみ排出量の予測(排出抑制等の施策を実施しない場合) | 30 |
| | 2 | ごみ処理量の予測(排出抑制等の施策を実施しない場合) | 31 |
| | 3 | ごみ処理費用の予測(排出抑制等の施策を実施しない場合) | 32 |
| | 第2節 | 生活排水処理に関する将来推計 | |
| | 1 | 生活排水処理形態別人口の予測 | |
| | 2 | し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測 | 34 |
| 第 | 4章 基 | 基本計画 | |
| | 第1節 | ごみ処理編 | |
| | 1 | 基本方針 | 35 |
| | 2 | 基本施策 | 35 |
| | 3 | 数値目標 | 36 |
| | 4 | 目標達成に向けた取組み | 37 |
| | 第2節 | 生活排水処理編 | |
| | 1 | 基本方針 | 45 |
| | 2 | 基本施策 | 43 |
| | 3 | 数值目標 | |
| | 4 | 目標達成に向けた取組み | 45 |
| | 第3節 | 計画の推進と管理 | |
| | 1 | 計画の推進体制 | |
| | 2 | 計画の進行管理 | 46 |
| 参: | 考 資料 | | 47 |

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

これまでの廃棄物の処理は、廃棄物を適正に処理することで生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかしながら、近年の物質的な豊かさの追求による大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、自然の自浄能力や再生能力を超えた環境負荷を生み、身近な生活環境の悪化や地球規模での環境問題を引き起こしています。

上天草市においては、平成23年3月に策定した上天草市環境基本計画に基づき、私たち自らが生存する環境の保全について考え、ライフスタイルを環境の負荷の少ないものに転換して持続可能な社会とするため、市民、事業者及び市が協働して、資源の節約や有効活用などによる循環型社会の構築を目指していく必要があります。

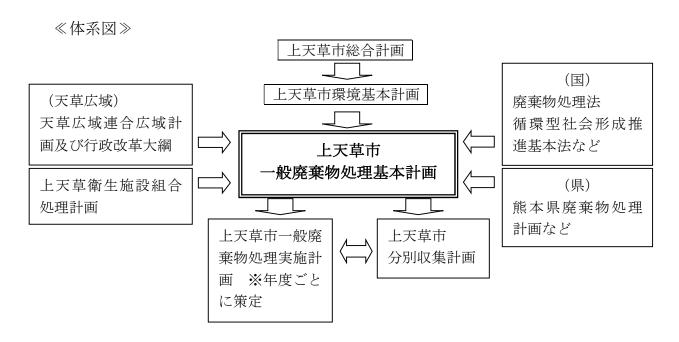
本計画は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理等の更なる推進を図るため、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定されるものであり、各種関係法令等との整合性を図り、上天草市における一般廃棄物処理の方向性を示す基本となる事項を定めることを目的とした計画です。

また、本計画は、上天草市総合計画及び上天草市環境基本計画に係る個別計画として、「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」の実現に向け、今後の廃棄物行政を推進するための基本的な計画として位置づけます。

なお、本計画の実施に係る必要な各年度における事業等については、年度ごとに策定する上天草市一般廃棄物処理実施計画に委ねることとします。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、上天草市環境基本計画との整合を図り、平成24年度から平成32年度までの9年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や関係法令の変更などに適切に対応するため、計画の中間時期である平成28年度に改定しました。

第2章 一般廃棄物の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状と課題

- 1 ごみ排出の状況と課題
- (1) ごみ排出量
 - ① 総排出量、1人1日当たりの排出量

本市におけるごみの総排出量は、人口の減少に伴って家庭ごみ、事業ごみとも平成16年度以減少傾向にあり、11年間で約8.9%減少しています。しかしながら、1人1日当たりの排出量では、逆に約10.9%増加しています。

くごみ排出量の推移>

| | 年 | 度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口 | (人) | | 35,576 | 35,154 | 34,450 | 33,821 | 33,168 | 32,101 | 32,005 | 31,421 | 31,019 | 30,419 | 29,843 | 29,205 |
| 総排 | 出量(t) | | 9,257 | 9,113 | 9,135 | 8,893 | 8,794 | 8,832 | 8,628 | 8,680 | 8,619 | 8,620 | 8,562 | 8,431 |
| | | 家庭ごみ | 6,514 | 6,362 | 6,390 | 6,137 | 6,110 | 6,183 | 6,039 | 6,025 | 5,914 | 5,869 | 5,790 | 5,667 |
| | | 事業ごみ | 2,743 | 2,750 | 2,745 | 2,755 | 2,685 | 2,649 | 2,590 | 2,654 | 2,705 | 2,752 | 2,772 | 2,763 |
| 1人1 | 日当たり | り排出量(g) | 713 | 710 | 726 | 720 | 726 | 754 | 739 | 757 | 761 | 776 | 786 | 791 |

※1人1日当たりの排出量 = 総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数



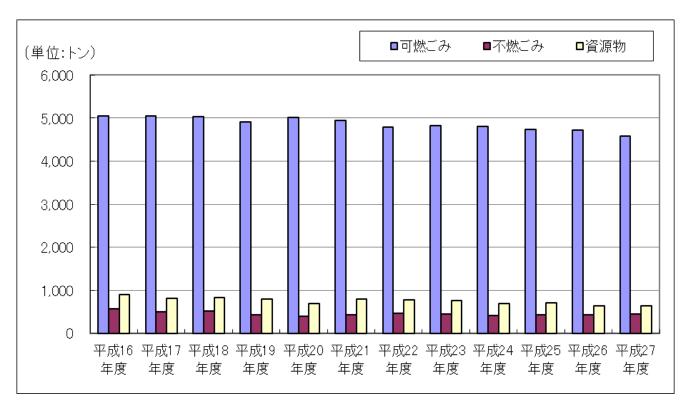
② 家庭ごみの排出量

平成16年度から<mark>平成27年度</mark>に排出された家庭ごみを種類別にみると、可燃ごみが約9.4%、不燃ごみが約20.5%、資源物が約28.8%減少し、総量で約13%減少しています。

<家庭ごみの種類別排出量の推移>

(単位: t)

| 年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ | 5,051 | 5,051 | 5,035 | 4,916 | 5,023 | 4,955 | 4,797 | 4,832 | 4,802 | 4,735 | 4,715 | 4,578 |
| 不燃ごみ | 571 | 495 | 522 | 434 | 397 | 437 | 458 | 442 | 417 | 429 | 435 | 454 |
| 資源物 | 892 | 817 | 833 | 787 | 690 | 792 | 783 | 751 | 695 | 705 | 639 | 635 |
| 合 計 | 6,514 | 6,362 | 6,390 | 6,137 | 6,110 | 6,183 | 6,039 | 6,025 | 5,914 | 5,869 | 5,790 | 5,667 |



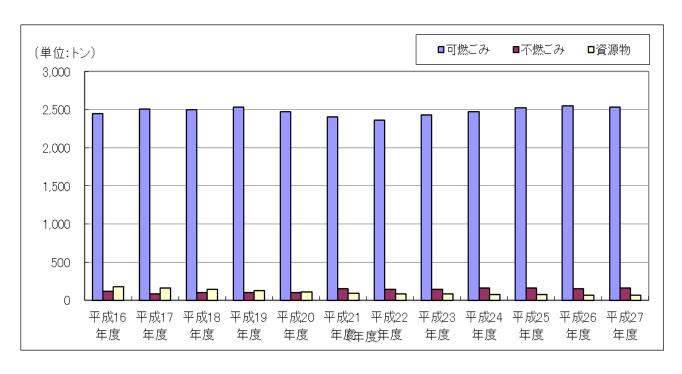
③ 事業ごみの排出量

平成16年度から<mark>平成27年度</mark>に排出された事業ごみを種類別にみると、可燃ごみが約3.5%、不燃ごみが約34.2%増加し、資源物が60%減少しており、総量では約0.7%増加しています。

<事業ごみの種類別排出量の推移>

(単位: t)

| 年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ | 2,448 | 2,506 | 2,500 | 2,533 | 2,469 | 2,406 | 2,360 | 2,432 | 2,468 | 2,519 | 2,550 | 2,533 |
| 不燃ごみ | 120 | 86 | 98 | 97 | 104 | 149 | 146 | 140 | 161 | 158 | 154 | 161 |
| 資源物 | 175 | 158 | 146 | 126 | 112 | 93 | 84 | 83 | 76 | 74 | 68 | 70 |
| 合 計 | 2,743 | 2,750 | 2,745 | 2,755 | 2,685 | 2,649 | 2,590 | 2,654 | 2,705 | 2,752 | 2,772 | 2,763 |



(2) ごみ質

① ごみの内訳

平成27年度に排出されたごみの内訳をみると、可燃物が7,111トンで84.3%を占め、不燃物が7.3%、資源物が8.4%となっています。

くごみの内訳>

| 区分 | 排出量(t) | 割合(%) |
|-----|--------|-------|
| 可燃物 | 7,111 | 84.3 |
| 不燃物 | 615 | 7.3 |
| 資源物 | 705 | 8.4 |
| 合 計 | 8,431 | 100.0 |

② 可燃ごみの組成

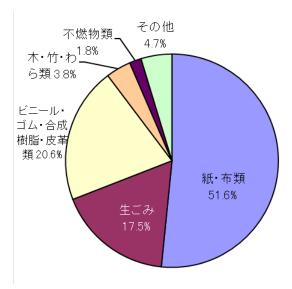
平成19年度から平成27年度に排出された可燃ごみの平均組成は、紙・布類が51.6%と最も多く、次いで、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類20.6%、生ごみ17.5%となっています。

また、排出された可燃ごみの成分は、平成19年度から平成27年度の平均で水分が52.5%を占めています。

<可燃ごみの組成分析結果と平均組成>

(単位:%)

| 区分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平均 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 紙·布類 | 38.2 | 44.4 | 45.1 | 46.6 | 65.0 | 56.2 | 61.6 | 51.0 | 56.3 | 51.6 |
| 生ごみ | 27.0 | 18.7 | 24.9 | 15.8 | 8.5 | 14.8 | 15.8 | 14.1 | 17.9 | 17.5 |
| ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類 | 22.8 | 20.7 | 18.2 | 21.3 | 17.2 | 23.8 | 17.6 | 24.5 | 19.6 | 20.6 |
| 木・竹・わら類 | 2.4 | 4.1 | 5.4 | 2.2 | 7.5 | 2.6 | 2.8 | 4.5 | 3.2 | 3.8 |
| 不燃物類 | 0.8 | 6.4 | 2.3 | 5.3 | 0.4 | 0.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.8 |
| その他 | 8.9 | 5.7 | 4.1 | 8.8 | 1.4 | 2.0 | 2.2 | 5.9 | 3.0 | 4.7 |



<可燃ごみの三成分>

(単位:%)

| 区分 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平均 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 水分 | 59.6 | 50.7 | 55.8 | 49.8 | 49.8 | 50.6 | 57.4 | 48.6 | 49.7 | 52.5 |
| 灰分 | 6.0 | 8.7 | 5.4 | 8.6 | 5.3 | 5.3 | 3.0 | 5.5 | 4.8 | 5.8 |
| 可燃分 | 34.4 | 40.6 | 38.8 | 41.7 | 44.9 | 44.1 | 39.6 | 45.9 | 45.5 | 41.7 |

(3) ごみの排出に関する課題

本市におけるごみの排出の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① ごみの発生抑制と再使用の推進

本市におけるごみの排出量は、家庭ごみ、事業ごみともに減少の傾向にありますが、1人1日当たりの排出量では増加の傾向にあることから、さらなるごみの発生抑制と再使用の推進に取り組んでいく必要があります。

② 事業ごみの適正な分別の推進

本市で排出されるごみの約3割を占める事業ごみを種類別にみると、資源物として排出されるべきものが、分別されずに不燃ごみとして排出されていることが考えられ、今後は、事業者のごみに対する意識の向上を図りながら、適正な分別の推進に取り組んでいく必要があります。

③ 可燃ごみの減量化

本市において排出された平成19年度から平成27年度の可燃ごみの平均組成は、紙・布類、生ごみ、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類が全体の89.7%を占め、可燃ごみの成分では、水分が52.5%を占めています。

特に、紙・布類については、適正な分別による可燃ごみへの混入防止に取り組む必要があり、また、水分を多く含む生ごみについては、水切りの徹底や生ごみ処理機などを活用した堆肥化の推進により、可燃ごみの減量に取り組んでいく必要があります。

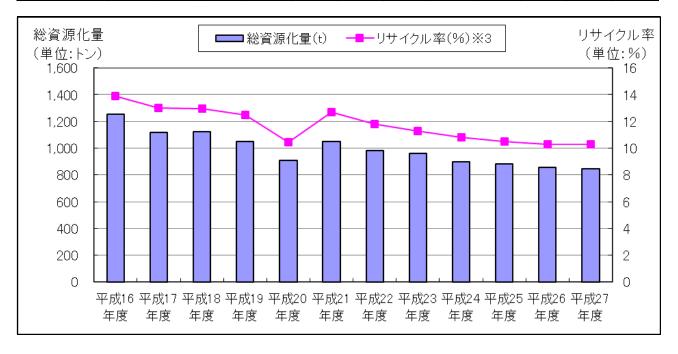
2 資源化の状況と課題

(1) 資源化量とリサイクル率

平成16年度から<mark>平成27年度</mark>にかけて資源化された量は、約32.4%減少しており、リサイクル率も13.9%から10.3%に低下しています。

<資源化量とリサイクル率の推移>

| 年 度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 直接資源化量(t)※1 | 308 | 292 | 301 | 289 | 214 | 296 | 274 | 262 | 223 | 225 | 196 | 182 |
| 中間処理資源化量(t)※2 | 943 | 825 | 821 | 761 | 694 | 751 | 706 | 696 | 677 | 655 | 663 | 664 |
| 集団回収量(t) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総資源化量(t) | 1,251 | 1,117 | 1,122 | 1,051 | 908 | 1,047 | 979 | 958 | 900 | 880 | 858 | 846 |
| リサイクル率(%)※3 | 13.9 | 13.0 | 12.9 | 12.5 | 10.4 | 12.7 | 11.8 | 11.3 | 10.8 | 10.5 | 10.3 | 10.3 |



(2)品目別資源化量

資源化量を品目別にみると、平成16年度から平成27年度にかけて、紙類、金属類、ガラス類が減少の傾向にあり、布類が増加しています。

<品目別資源化量の推移>

(単位: t)

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 紙類 | 607 | 540 | 545 | 529 | 443 | 529 | 502 | 483 | 437 | 424 | 414 | 392 |
| 金属類 | 117 | 91 | 85 | 76 | 59 | 62 | 53 | 49 | 56 | 41 | 46 | 32 |
| ガラス類 | 213 | 188 | 191 | 191 | 167 | 176 | 146 | 150 | 151 | 158 | 116 | 139 |
| プラスチック類 | 66 | 60 | 67 | 67 | 64 | 66 | 68 | 68 | 67 | 67 | 65 | 66 |
| 布類 | 26 | 30 | 37 | 41 | 40 | 51 | 53 | 58 | 60 | 53 | 59 | 59 |
| その他(蛍光灯など) | 221 | 208 | 198 | 146 | 134 | 164 | 156 | 151 | 130 | 136 | 159 | 156 |
| 合 計 | 1,251 | 1,117 | 1,122 | 1,051 | 908 | 1,047 | 979 | 958 | 900 | 880 | 858 | 846 |

※1 直接資源化量:中間処理を経ずに資源化された量。本市においては収集業者が売却した資源物の量。

※2 中間処理資源化量:処理施設において行われる焼却、粉砕などの処理を中間処理と言い、中間処理資源化量とは、その際に資源として取り出された量。

※3 リサイクル率:「総資源化量÷総処理量」で計算される廃棄物の資源化の目安。

(3) 資源化に関する課題

本市における資源化の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 分別の徹底

本市における資源化量は減少の傾向にあり、リサイクル率を向上させるためには、市民及び事業者の意識の向上を図りながら、家庭ごみ、事業ごみともにより 一層の分別の徹底を図っていく必要があります。

② 生ごみなどの資源化の推進

可燃ごみの約2割を占める生ごみの資源化の取組みを推進するとともに、今後は、剪定枝や刈草等の草木類の資源化の取組みに向けた検討を行っていく必要があります。

③ 資源物排出機会の提供

現在、資源物の排出機会が毎月1回と限定されていることから、資源化率向上 を図るために多様な排出機会を市民に提供し、市民が資源物を排出しやすい体制 を構築していく必要があります。

3 ごみ処理の状況と課題

(1) ごみ処理量

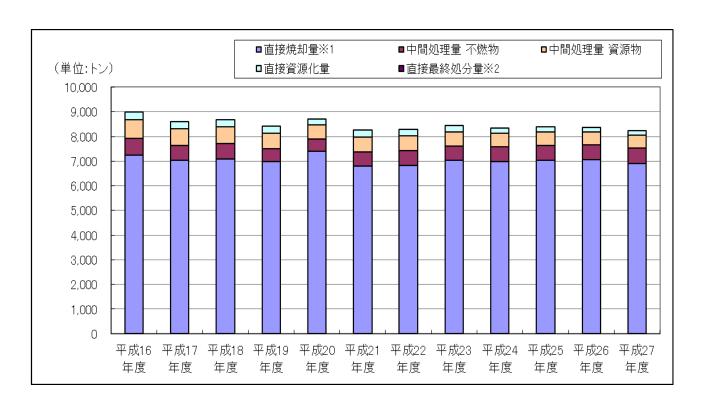
① 総処理量

本市において排出され、処理されたごみの総量は、平成16年度以降減少の傾向にあり、平成27年度においては8, 235トンで、うち8, 053トンが松島地区清掃センターで直接焼却または中間処理されています。

くごみ処理量の推移>

(単位: t)

| X | 分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 直接焼却量 | ፤ ፠1 | 7,234 | 7,045 | 7,082 | 6,984 | 7,390 | 6,790 | 6,828 | 7,036 | 6,992 | 7,037 | 7,069 | 6,915 |
| 中間処理量 | <u> </u> | 1,449 | 1,265 | 1,299 | 1,154 | 1,089 | 1,175 | 1,198 | 1,154 | 1,126 | 1,141 | 1,101 | 1,138 |
| | 不燃物 | 690 | 582 | 620 | 531 | 501 | 586 | 603 | 582 | 578 | 587 | 589 | 615 |
| | 資源物 | 759 | 683 | 678 | 624 | 588 | 589 | 595 | 573 | 548 | 554 | 512 | 524 |
| 直接資源化 | 比量 | 308 | 292 | 301 | 289 | 214 | 296 | 274 | 262 | 223 | 225 | 196 | 182 |
| 直接最終処 | L 分量※2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 | 計 | 8,991 | 8,602 | 8,681 | 8,428 | 8,692 | 8,261 | 8,300 | 8,452 | 8,342 | 8,404 | 8,366 | 8,235 |



^{※1} 直接焼却量:資源化や粉砕などの処理をせずに焼却処分された量。

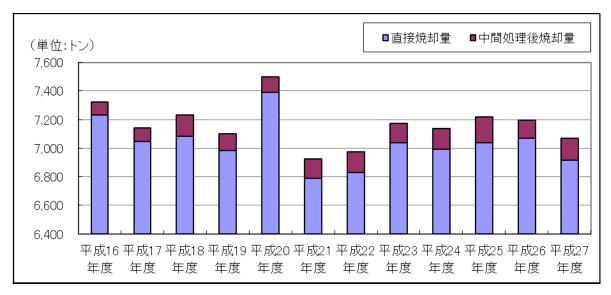
^{※2} 直接最終処分量:中間処理を経ずに最終処分(埋め立て)された量。

② 焼却処理量

焼却処理量の推移をみると、平成16年度と比較して $\frac{27$ 年度においては、約3.5%減少しています。

<焼却処理量の推移>

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 直接焼却量 | 7,234 | 7,045 | 7,082 | 6,984 | 7,390 | 6,790 | 6,828 | 7,036 | 6,992 | 7,037 | 7,069 | 6,915 |
| 中間処理後焼却量 | 88 | 95 | 151 | 116 | 107 | 134 | 148 | 139 | 146 | 179 | 127 | 154 |
| 合 計 | 7,322 | 7,140 | 7,232 | 7,100 | 7,497 | 6,924 | 6,976 | 7,175 | 7,139 | 7,216 | 7,196 | 7,069 |



③ 埋立処分量

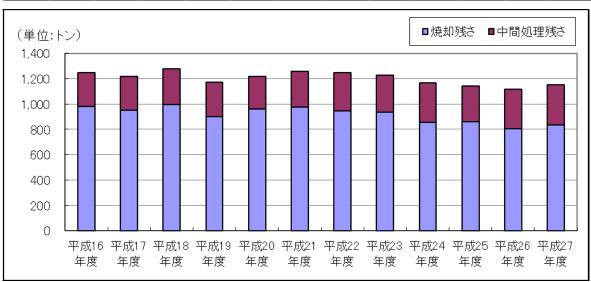
埋立処分量の推移をみると、平成22年度以降若干減少傾向にあります。

<埋立処分量の推移>

(単位: t)

(単位: t)

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 焼却残さ | 980 | 953 | 996 | 902 | 960 | 975 | 947 | 934 | 855 | 862 | 806 | 837 |
| 中間処理残さ | 270 | 264 | 281 | 269 | 260 | 282 | 302 | 294 | 311 | 278 | 312 | 316 |
| 合 計 | 1,250 | 1,217 | 1,277 | 1,171 | 1,219 | 1,258 | 1,249 | 1,228 | 1,166 | 1,141 | 1,118 | 1,153 |



(2) ごみ処理経費

① ごみ処理経費の内訳

本市のごみ処理に必要な経費については、市の事務費(人件費を除く)、収集運搬に係る委託料、天草広域連合への負担金で構成しています。

ごみ処理経費の推移をみると、平成16年度以降、平成24年度までは天草広域連合への負担金の減額に伴って減少の傾向にあり、平成25年度から新ごみ処理施設建設に伴う経費が発生したため増加しています。

平成27年度においては460,858千円で、1人当たりの処理経費は15,780円となっています。

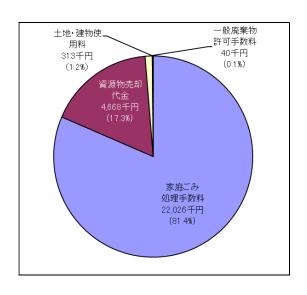
<ごみ処理経費の推移>

(単位:千円)

| | 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事務費 | | 11,373 | 7,044 | 7,245 | 11,932 | 11,896 | 13,611 | 13,779 | 17,855 | 16,601 | 13,958 | 14,751 | 16,515 |
| 委託料 | | 74,337 | 72,758 | 73,331 | 73,332 | 73,234 | 73,283 | 73,332 | 73,283 | 78,470 | 79,072 | 90,764 | 89,949 |
| 負担金 | | 468,133 | 463,355 | 451,693 | 447,538 | 440,594 | 434,372 | 399,077 | 315,117 | 263,960 | 314,912 | 349,512 | 354,394 |
| | 清掃総務費 | 24,538 | 25,526 | 22,396 | 21,746 | 23,436 | 26,076 | 28,530 | 28,829 | 29,746 | 25,489 | 20,872 | 19,770 |
| | 清掃センター費 | 154,582 | 149,496 | 141,134 | 139,051 | 131,286 | 124,078 | 152,667 | 199,974 | 192,869 | 248,516 | 237,007 | 247,683 |
| | 最終処分場費 | 7,167 | 6,764 | 8,273 | 8,963 | 8,677 | 7,388 | 7,127 | 18,512 | 11,455 | 12,218 | 39,900 | 10,948 |
| | 再生処理施設費 | 22,102 | 21,836 | 20,166 | 18,129 | 17,082 | 16,274 | 16,513 | 18,020 | 16,237 | 16,117 | 18,780 | 19,162 |
| | 施設整備費※ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,949 | 23,341 | 47,230 |
| | 公債償還費 | 259,744 | 259,733 | 259,724 | 259,649 | 260,113 | 260,556 | 194,240 | 49,782 | 13,653 | 9,623 | 9,612 | 9,601 |
| ごみ処理網 | 怪費(合計) | 553,843 | 543,157 | 532,269 | 532,802 | 525,724 | 521,266 | 486,188 | 406,255 | 359,031 | 407,942 | 455,027 | 460,858 |
| 1トン当たり | りの処理経費(円) | 61,600 | 63,143 | 61,314 | 63,218 | 60,484 | 63,100 | 58,577 | 48,068 | 43,041 | 48,543 | 54,390 | 55,964 |
| 1人当たり | の処理経費(円) | 15,568 | 15,451 | 15,450 | 15,754 | 15,850 | 16,238 | 15,191 | 12,929 | 11,575 | 13,411 | 15,247 | 15,780 |

② 平成27年度の収入総額と内訳

平成27年度のごみ処理に伴う収入総額は27,047千円で、その主な内訳は、家庭ごみの収集運搬及び処分に伴う処理手数料(市指定ごみ袋等の販売代金)が22,026千円、資源物売却代金4,668千円となっています。



※施設整備費:新ごみ処理施設建設に伴う経費。

(3) ごみ処理の体制

① 家庭ごみ

本市では、家庭ごみについては、可燃ごみ、粗大ごみ、資源物(19品目)、不 燃物(2品目)の23品目に分けて収集、処理しています。

また、雨天時に収集できない資源物(雑誌等の紙類)の回収に対応するため、 平成28年3月から大矢野庁舎に紙類の収集施設を設けています。

<家庭ごみの分別区分>

| | | 分別区分 | 主な例 | 収集体制 | 収集頻度 | 収集方法 |
|------|-------|------------|--------------------|------|------|--------|
| 可燃 | ごみ | 燃えるごみ | 生ごみ,紙くず,木くず,繊維くずなど | | 週2回 | ステーション |
| 粗大 | ごみ | 大型のごみ | 電化製品、家具、寝具、建具など | | 月1回 | X/ 232 |
| | | アルミ・スチール缶 | アルミ・スチールマーク付きの缶 | | | |
| | | スプレー缶 | ヘアスプレー、殺虫剤など | | | |
| | | 透明びん | 調味料、ジュース、酒類など | | | |
| | | 茶色びん | 健康ドリンク、地ビール、カルピスなど | | | |
| | | 生きびん | 一升びん、ビールびんなど | | | |
| | | その他の色びん | ワイン、ウィスキーなど | | | |
| | | 紙パック | 牛乳パック、ジュースパックなど | | | |
| | | 新聞紙・チラシ | 新聞紙、折込みチラシ | | | |
| | 資源物 | 雑誌 | 雑誌、書籍、厚紙、コピー用紙など | | | |
| 分別 | | ダンボール | ダンボール | 委託 | | |
| ごみ | 目) | ペットボトル | 透明ペットボトル | | 月1回 | ステーション |
| (2種) | | 発泡スチロール | 発泡スチロール、白色トレイ | | | |
| | | 容器包装プラスチック | プラマーク付き容器包装物など | | | |
| | | 古着類 | シャツ、スカート、タオルなど | | | |
| | | 蛍光灯 | 蛍光灯、水銀体温計など | | | |
| | | 乾電池 | マンガン、アルカリ、充電池など | | | |
| | | 廃食油 | てんぷら油、サラダ油、ゴマ油など | | | |
| | | 小型家電・コード類 | 携帯電話、電卓、コード類など | | | |
| | | 生活金物類 | 金属製調理器具 | | | |
| | 不燃物 | 機械処理困難物 | 電源コード、針金、工具類など | • | | |
| | (2品目) | 不燃ごみ | 上記20品目に該当しないもの | | | |

② 事業ごみ

事業活動(商店、飲食店、事務所など)によって排出されるごみは、市では収集せず、廃棄物処理法に規定される「事業者自らの責任において適正に処理を行う」とする原則に従い、排出事業者の自己処理、処理施設への直接持込み、または許可業者への委託による収集が行われています。

③ ごみ処理と資源物の処理の流れ

缶類

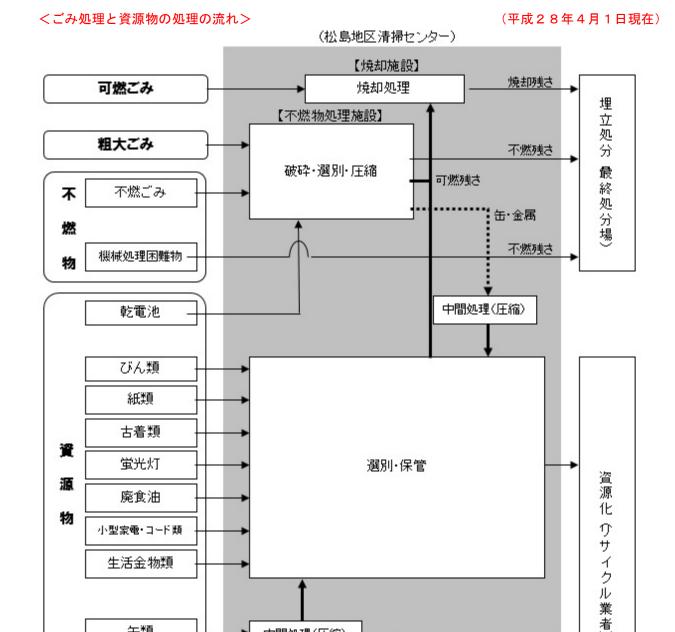
ベットボトル

発泡スチロール

容器包装プラスチック

本市におけるごみと資源物の処理の流れは、以下のとおりです。

松島地区清掃センターに搬入された可燃ごみ・粗大ごみ・不燃物・資源物は、 ペットボトル・発泡スチロール・容器包装プラスチックを除き、清掃センター施 設内で処理され、資源化や埋立処分されています。



- 16 -

本渡地区清掃センター

(リサイクルセンター)

中間処理(圧縮)

一時保管

(4) ごみ処理関連施設

① ごみ処理施設

松島地区清掃センター(松島町教良木236番地)

- · 処理可能物 家庭系·事業系一般廃棄物
- 処理方式(能力)

<可燃ごみ> 機械式バッチ炉(1日34トン)17トン/8時間×2炉

<不燃ごみ> 資源破砕併用(1日8トン/5時間)

<資源物> 手・機械選別(保管場所容量内)

② ごみ埋立施設

新白洲一般廃棄物最終処分場 (天草市栖本町)

- ・受入可能物 焼却残さ、埋立ごみ(資源回収後)
- ・処理方式 接触曝気(ばっき)法+高度処理
- · 処理能力 120 m / 日

※現在、供用完了

(5) ごみの処理に関する課題

本市におけるごみ処理の状況及び今後の施設等の動向を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれの処理については、民間事業者及び天草広域連合との連携を図りながら必要な体制を確立する必要があります。今後は、平成38年度に向けて新規ごみ処理センターの建設工事が予定されており、適切な建設計画と運営の効率化が求められています。また、収集運搬の体制や広域連合へのごみ処理に係る負担割合も不透明であることから、ごみのさらなる排出削減に取組み、必要に応じて家庭ごみ手数料の見直しなどにより、ごみ処理経費の適正化を図る必要があります。

② 不法投棄や野焼きなどの不適正処理に関する対策

本市の懸念事項である不法投棄(ポイ捨ても含む)や野焼きなどに対しては、 未然防止に向けた啓発や環境パトロールなどを今後も引き続き実施するととも に、地域や関係機関等と連携した監視・通報体制の強化と現状回復等発生後の速 やかな対応を図っていく必要があります。

③ 海岸漂着ごみに関する適正処理

本市の懸念事項である海岸域に漂着した流木等については、海岸管理者や関係機関等と連携した回収及び適正な処理を実施する必要があります。

④ 災害に備えたごみ処理体制の整備

災害等が発生した際の災害ごみについて、可能な限り迅速かつ円滑な適正処理 を行うためには、国、県、周辺自治体や産業廃棄物協会などとの連携による処理 体制を整える必要があります。

4 市民等のごみに対する意識

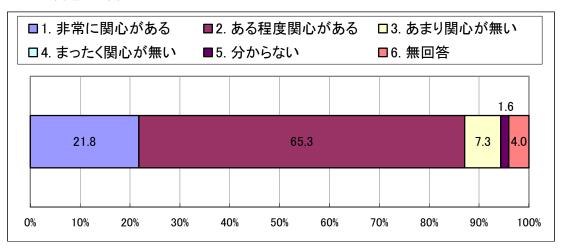
「一般廃棄物に関する区長アンケート調査(意見聴取)」(平成23年7月実施) 対象:177行政区長(回答:124人)

(1) ごみ問題について

地区住民のごみ問題への関心は、87.1%が「関心がある」(「非常に関心がある」21.8%、「ある程度関心がある」65.3%)と回答しており、ごみ問題の主な原因としては、「大量生産・消費・廃棄型の生活様式」が29.9%と最も多く、次いで「ポイ捨て、不法投棄に対する規制や取組みが不十分」の17.9%となっています。

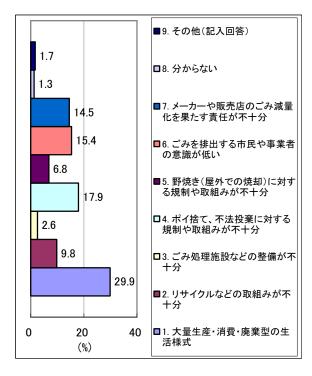
ごみ問題を解決するうえで重要なこととしては、「ごみの排出そのものを減らす取組み」が30.4%と最も多く、次いで「リユース(再使用)やリサイクル(再資源化)などの取組み」の22.5%となっています。

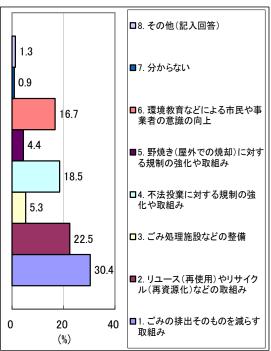
くごみ問題への関心>



<ごみ問題の主な原因>

<ごみ問題を解決するうえで重要なこと>



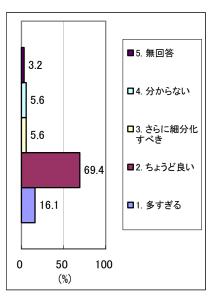


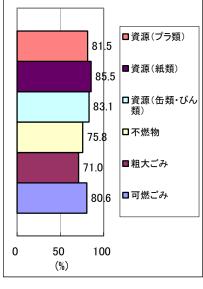
(2) ごみの収集について

現在市が行っている19品目の分別収集の品目数について、69.4%が「ちょうど良い」としており、次いで16.1%が「多すぎる」としています。収集回数については、「ちょうど良い」が可燃ごみでは80.6%、粗大ごみでは71.0%、不燃物では75.8%を占め、資源物においても缶類・ビン類、紙類、プラスチック類ともに80%を超えています。

<分別収集の品目数>

<収集回数が適当と回答した割合>





(3) ごみ減量やリサイクルについて

地区住民の皆様の行動に関して、ごみを出す日、時間が守られているかについては、「守られている」が75.8%、「守られていない」が14.5%となっており、資源の分別の徹底については、55.6%が「徹底されている」、21.0%が「徹底されていない」としています。

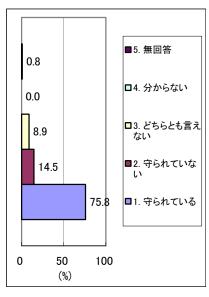
また、生ごみの水切りについては、38.7%が「十分されていない」として、「十分されている」の27.4%を上回る結果となりました。

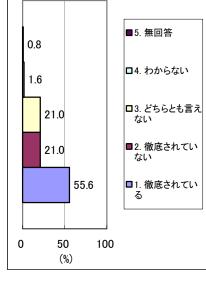
ごみ減量やリサイクルを進めていくうえで、今後重要な市の役割としては、「家庭ごみの減量化・施策(資源のリサイクル)の推進」が21.2%と最も多く、次いで「市民などに対するごみに関する情報の提供や意識の啓発」の20.9%、「不法投棄に対する取締の強化」の20.4%となっており、事業所の役割としては、「製造・販売した製品のリサイクル・自主回収」が25.6%と最も多く、次いで「ごみと資源物の分別・減量化の徹底」の23.6%、「地域の環境美化活動などへの積極的な参加」の22.0%となっています。

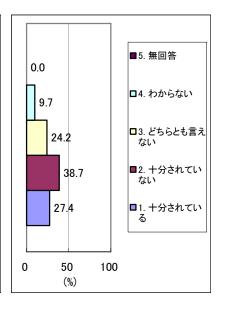
くごみ出し(日・時間)の状況>

<資源の分別の状況>

<生ごみの水切りの状況>



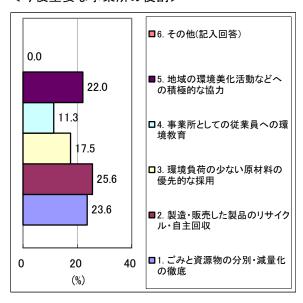




<今後重要な市の役割>

■7. その他(記入回答) 0.5 ■6. 野焼き(屋外での焼却)に対す 9.4 る取り締まりの強化 20.4 ■5. 不法投棄に対する取り締まり の強化 20.9 ■4. 市民などに対するごみに関す る情報の提供や意識の啓発 13.4 ■3. 学校などにおける環境教育の 14.2 21.2 ■2. 事業所、商店、飲食店などの ごみ分別・減量化の徹底 0 20 40 ■1. 家庭ごみの減量化・施策(資 源のリサイクル)の推進 (%)

<今後重要な事業所の役割>

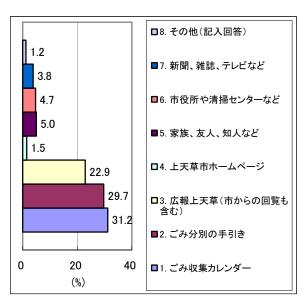


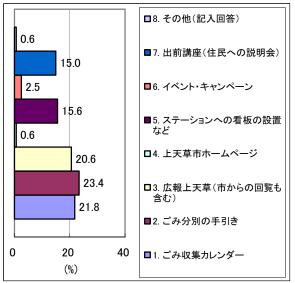
(4) ごみの問題に関する情報源について

ごみの出し方やリサイクルなどに関する情報は、「ごみ収集カレンダー」から得ているとする方が31.2%と最も多く、次いで「ごみ分別の手引き」の29.7%、「市の広報紙」の22.9%となっており、これらを今後も引続き充実させるべきであるとの結果になっています。

<現在の情報源>

<今後市が充実させるべき情報源>





第2節 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の状況と課題

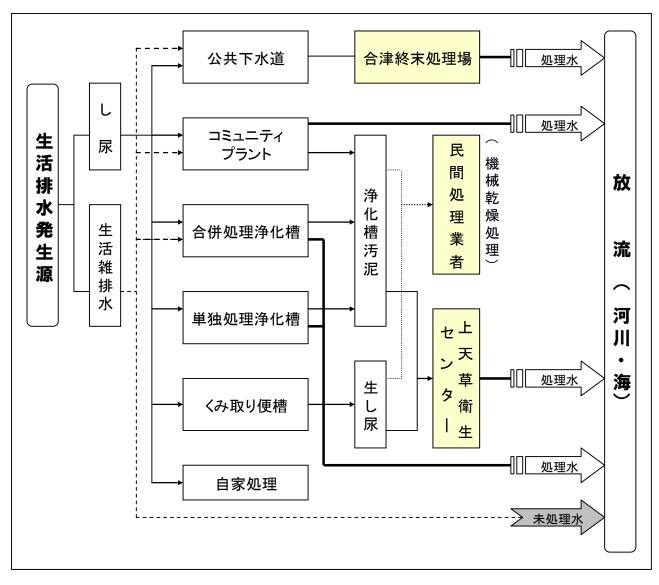
(1) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系は、以下のとおりです。

発生した、し尿及び生活雑排水の処理は、公共下水道、コミュニティプラント※1、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽及び自家処理で行われており、その処理の過程で発生した浄化槽汚泥及び生し尿については、一部事務組合の上天草衛生センターの処理施設等で処理を行っています。

<生活排水の処理体系>

(平成28年4月1日現在)



^{※1}コミュニティプラント: 市町村が設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設。

(2) 生活排水の処理形態別人口

本市における平成27年度末の処理形態別人口は、以下のとおりです。 し尿と合わせて生活雑排水を処理している生活排水処理率※1は、48.3%で、 県下でも下位の状況であり、より一層の生活排水処理率の向上が望まれます。

<平成27年度生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率>

| | | | 平成2 | 27年度 |
|---|----|-----------------------------|---------|-------------|
| | | 処 理 形 態 | 人口 (人) | 生活排水処理率 (%) |
| 1 | 計画 | 処理区域内人口 | 28, 851 | |
| | 2 | 水洗化・生活雑排水処理人口 | 13, 931 | 48.3 |
| | | 下水道 | 4, 776 | 16.6 |
| | | 農業集落排水施設 | 0 | 0.0 |
| | | コミュニティプラント | 4 6 7 | 1. 6 |
| | | 合併処理浄化槽 | 8, 688 | 30.1 |
| | 3 | 水洗化·生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽) | 6, 501 | 22.5 |
| | 4 | 非水洗化人口 | 8, 419 | 29.2 |
| | | し尿収集人口 | 8, 415 | 29.1 |
| | | 自家処理人口 | 4 | 0. 1 |
| 5 | 計画 | 処理区域外人口 | 0 | 0.0 |

^{※1} 生活排水処理率: し尿及び生活雑排水が、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設により、衛生的に処理されている人口の割合。(生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 人口)

(3) 処理施設の状況等

① 公共下水道

本市の公共下水道事業は、昭和50年度に事業着手し、平成4年4月松島処理区の一部(合津地区)を供用開始して以降、処理区域の拡大を図ってきました。 平成27年度末現在においては、4,836人の市民が公共下水道を利用可能な状況で、処理人口は4,776人となっています。

下水道終末処理場の施設の概要は以下のとおりで、処理工程で発生する下水道汚泥については、業務委託により堆肥化等のリサイクルを行っています。

<上天草市合津終末処理場の施設概要>

| 施設名称 | 上天草市合津終末処理場 |
|----------|-----------------------|
| 所在地 | 熊本県上天草市松島町合津4276番地387 |
| 敷地面積 | 12, 972 m² |
| 処理能力 | 3, 000m³/日 |
| 処理方式 | オキシデーションディッチ法※1 |
| 流入量(日平均) | 1, 202 m³/日 (H27 実績) |
| 放流先 | 八代海 |
| 汚泥発生量 | 309.8t/年(H27実績) |

② コミュニティプラント

コミュニティプラントについては、龍ヶ岳町の災害移転住宅団地に101人槽 6基、125人槽 3基、150人槽 1基の10箇所が整備され、昭和51年度より稼働しています。当初1, 155人の市民が利用可能となっていましたが、平成27年度末現在の処理人口は467人となっています。

^{※1} オキシデーションディッチ法:汚水を攪拌機で空気と混ぜることにより微生物による汚水の分解を促進し、最終沈殿 池で汚泥と処理水とを分離する方法。

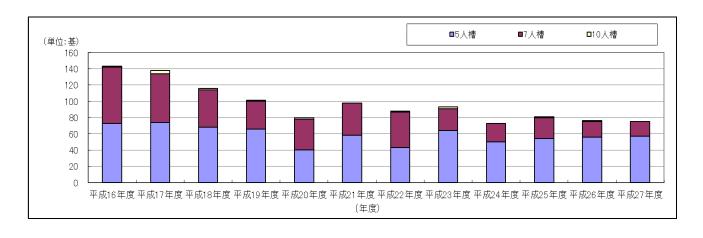
③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽については、平成12年の浄化槽法改正により集合処理施設が整備されていない地域では、新設の際は合併処理浄化槽の設置が義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が既に設置されている所については、合併処理浄化槽への転換を求めるなど、設置促進のための補助事業を展開しています。補助による合併処理浄化槽の設置状況は以下のとおりで、平成16年度の143基から減少の傾向にあり、平成27年度においては75基となっています。

<合併処理浄化槽 設置補助数の推移>

(単位:基)

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 5人槽 | 73 | 74 | 68 | 66 | 40 | 58 | 43 | 64 | 50 | 54 | 56 | 57 |
| 7人槽 | 69 | 60 | 46 | 34 | 38 | 40 | 44 | 27 | 23 | 26 | 19 | 18 |
| 10人槽 | 1 | 4 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 合 計 | 143 | 138 | 116 | 101 | 80 | 98 | 88 | 93 | 73 | 81 | 76 | 75 |



(4) し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

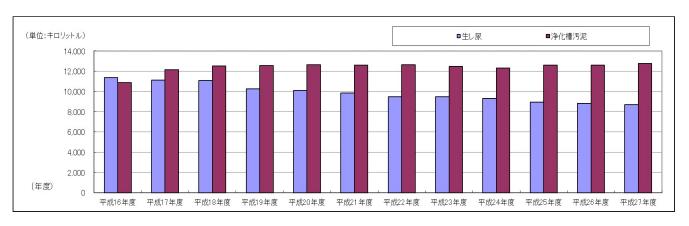
① し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、以下のとおりです。 公共下水道及び合併処理浄化槽等の普及に伴い、生し尿が年々減少し、一方、 浄化槽汚泥が若干の増加傾向にあります。

<し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移>

(単位: k l)

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生し尿 | 11,378 | 11,139 | 11,096 | 10,244 | 10,103 | 9,864 | 9,458 | 9,457 | 9,302 | 8,957 | 8,810 | 8,703 |
| 净化槽汚泥 | 10,858 | 12,132 | 12,526 | 12,543 | 12,628 | 12,584 | 12,656 | 12,478 | 12,307 | 12,597 | 12,605 | 12,772 |
| 合 計 | 22,236 | 23,271 | 23,622 | 22,787 | 22,731 | 22,448 | 22,114 | 21,935 | 21,609 | 21,554 | 21,415 | 21,475 |



② し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、行政区域の全域を対象としています。し尿 及び浄化槽汚泥の収集運搬については、市内の許可業者(3社)へ各戸の依頼に より戸別収集が行われています。

③ し尿処理施設の概要

本市より排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、湯島地区を除き、一部事務組合の上天草衛生センターにおいて全量処理を行っています。当該施設の概要は以下のとおりとなっており、昭和45年に旧大矢野町、松島町、有明町及び栖本町の4町がし尿の共同処理を目的に「上天草衛生施設組合」として設立された一部事務組合で、その後平成14年に東天草衛生施設組合(旧姫戸町、龍ヶ岳町、御所浦町、倉岳町)と統合して、8町で構成する上天草衛生施設組合として再スタートしましたが、途中構成町の合併もあり、現在は上天草市、天草市で構成されています。

また、平成15年から16年にかけ、当施設を最大限に生かしたリニューアルの方法を採用し、資源循環型の汚泥再生処理センター建設等の整備がなされ、処理工程で発生する汚泥等で発酵堆肥を製造し自然に還元、また、処理水の一部は、処理施設の洗浄水や浄化槽の張り水として再利用されています。

平成19年2月より海洋投入処分が禁止されたことから、湯島地区で排出されるし尿については、民間処理業者へ処理を委託しています。

<上天草衛生センターの施設概要>

| 施設名称 | 上天草衛生センター |
|-------|---|
| 所在地 | 熊本県天草市有明町楠甫6030番地 |
| 敷地面積 | 約24,696m² |
| 処理能力 | (1) し尿等:115kℓ/日 (し尿:43kℓ/日、浄化槽汚泥:72kℓ/日) (2) 厨芥:1.2t/日 (3) 集落排水汚泥:0.8t/日 |
| 処理方式 | 浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理方式+汚泥堆肥化方式 |
| 放流先 | 有明海 |
| 放流量 | 100㎡/日 |
| 肥料製造量 | 0.5 t/日 |
| 肥料利用先 | 農地及び緑地 |

(5) 生活排水処理経費の状況

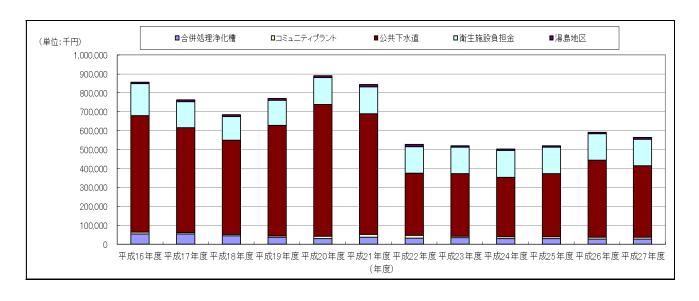
平成16年度以降の生活排水処理関連事業費の推移は以下のとおりで、事業費は 平成16年度から平成18年度にかけて減少の傾向にありましたが、平成19年度 から平成21年度においては、下水道事業に係る起債の繰上償還のため増加し、そ の後は減少しています。

平成27年度の主な内訳は、公共下水道関連で約3億7,900万円、上天草衛生センター負担金で1億4,000万円、合併処理浄化槽関連で2,600万円となっています。

<生活排水処理関連事業費の推移>

(単位:千円)

| 区分 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合併処理浄化槽 | 54,720 | 52,932 | 43,374 | 36,454 | 30,108 | 35,816 | 33,040 | 33,522 | 30,102 | 29,240 | 27,006 | 26,376 |
| コミュニティプラント | 10,292 | 8,589 | 8,228 | 8,257 | 11,370 | 14,840 | 13,140 | 8,802 | 9,942 | 9,430 | 10,020 | 9,866 |
| 公共下水道 | 615,027 | 555,515 | 498,440 | 583,974 | 697,178 | 640,033 | 328,559 | 329,909 | 314,467 | 334,348 | 407,318 | 379,179 |
| 衛生施設負担金 | 168,409 | 137,369 | 125,649 | 133,228 | 142,253 | 142,160 | 141,173 | 141,476 | 141,294 | 139,679 | 138,826 | 139,973 |
| 湯島地区 | 8,025 | 8,530 | 8,025 | 8,100 | 10,194 | 11,898 | 10,590 | 7,640 | 7,640 | 7,640 | 7,866 | 7,866 |
| 合 計 | 856,473 | 762,935 | 683,716 | 770,013 | 891,103 | 844,747 | 526,502 | 521,349 | 503,445 | 520,337 | 591,036 | 563,260 |



(6) 生活排水処理に関する課題

本市における生活排水処理の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 経済的かつ効率的な施設の整備

生活排水処理施設の施設整備には多額な費用を要し、市の財政への圧迫も懸念されることから、より経済的かつ効率的な整備手法を採用する必要があります。

② 生活雑排水の適正処理の推進

生活雑排水の適正処理を推進するためには、公共下水道や合併処理浄化槽による処理を促進する必要があり、下水道認可区域外の地域には、今後も合併処理浄化槽への補助を継続的に実施し、生活排水処理率の向上を図る必要があります。 また、公共下水道においては施設の老朽化が進む中、下水道に求められる機能

の停止を未然に防止し、施設の延命化を図るため、公共下水道施設の長寿命化計画を作成し、計画的な改築を実施していく必要があります。

③ 収集運搬体制の整備

将来、生活排水処理のうち、くみ取り世帯の割合は減少すると思われますが、 公共下水道区域外では、合併処理浄化槽の普及を推進していくため、今後も安定 した収集運搬体制を維持する必要があります。

④ 浄化槽の適正管理の推進

公共用水域に放流する浄化槽については、市民、事業者が定期的な清掃や保守 点検及び法定検査を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していく必要があ ります。

第3章 一般廃棄物の将来推計

第1節 ごみ処理に関する将来推計

1 ごみ排出量の予測(排出抑制等の施策を実施しない場合)

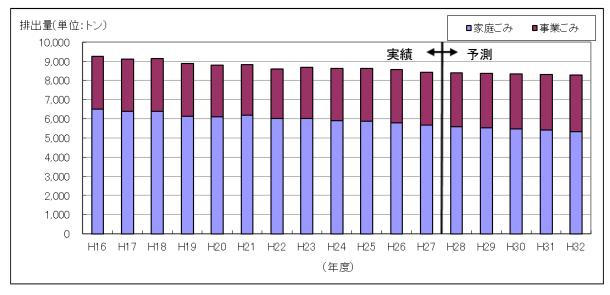
ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ排出量の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、人口の減少に伴って、ごみの総排出量は減少するものと見込まれます。 しかし、1人1日当たりのごみ排出量では、平成22年度と比較して平成32年度は 約21. 7%増加する見込みです。

<ごみ排出量の将来予測>

| 年 度 | 将来人口 (推計) | 家庭ごみ | 事業ごみ | 総排出量 | 1人1日 当たり | |
|-----|--------------|-------|-------|-------|-------------|----------|
| | (人) | (t/年) | (t/年) | (t/年) | (g/人·日) | |
| H16 | 35,576 | 6,514 | 2,743 | 9,257 | 713 | |
| H17 | 35,154 | 6,375 | 2,750 | 9,126 | 711 | |
| H18 | 34,450 | 6,390 | 2,745 | 9,135 | 726 | |
| H19 | 33,821 | 6,137 | 2,755 | 8,893 | 720 | |
| H20 | 33,168 | 6,110 | 2,685 | 8,794 | 726 | |
| H21 | 32,101 | 6,183 | 2,649 | 8,832 | 754 | 実 |
| H22 | 32,005 | 6,014 | 2,591 | 8,604 | 737 | 績 |
| H23 | 31,421 | 6,025 | 2,654 | 8,680 | 757 | |
| H24 | 31,019 | 5,914 | 2,705 | 8,619 | 761 | |
| H25 | 30,419 | 5,869 | 2,752 | 8,620 | 776 | |
| H26 | 29,843 | 5,790 | 2,772 | 8,562 | 786 | |
| H27 | 29,205 | 5,667 | 2,763 | 8,431 | 791 | |
| H28 | 28,427 | 5,599 | 2,799 | 8,399 | 809 | |
| H29 | 27,649 | 5,532 | 2,836 | 8,368 | 829 | 3 |
| H30 | 26,871 | 5,466 | 2,873 | 8,339 | 850 | 予 測 |
| H31 | 26,094 | 5,400 | 2,910 | 8,310 | 873 | 781 |
| H32 | 25,317 | 5,335 | 2,948 | 8,283 | 896 | |

※「将来人口(推計)」は国立社会保障人口問題研究所の数値を基に算出 ※H23~H27の増減率の平均から家庭・事業ごみの排出量を推計



2 ごみ処理量の予測(排出抑制等の施策を実施しない場合)

ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ処理量の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、ごみ総排出量の減少に伴い、ごみ総処理量は減少するものと見込まれ、 焼却処理量及び埋立処分量についても同様に減少する見込みです。

平成22年度と比較して平成32年度は、資源化量は約25.4%減少し、リサイクル率は11.8%から8.9%に低下する見込みとなっています。

<ごみ処理量の将来予測>

(単位: t)

| | | 総処 ³ | | | | | | | |
|-----|-------|-----------------|-------|-----------|-----------|-----------|-------|---------------|--------|
| 年 度 | | 直接焼却 | 中間処理 | 直接 資源化 | 焼却 処理量 | 埋立 処分量 | 資源化量 | リサイクル 率(%) | |
| H16 | 8,991 | 7,234 | 1,449 | 308 | 7,322 | 1,250 | 1,251 | 13.9 | |
| H17 | 8,602 | 7,045 | 1,265 | 292 | 7,140 | 1,217 | 1,117 | 13.0 | |
| H18 | 8,681 | 7,082 | 1,299 | 301 | 7,232 | 1,277 | 1,122 | 12.9 | |
| H19 | 8,428 | 6,984 | 1,154 | 289 | 7,100 | 1,171 | 1,051 | 12.5 | |
| H20 | 8,692 | 7,390 | 1,089 | 214 | 7,497 | 1,219 | 908 | 10.4 | |
| H21 | 8,261 | 6,790 | 1,175 | 296 | 6,924 | 1,258 | 1,047 | 12.7 | 実 績 |
| H22 | 8,300 | 6,828 | 1,198 | 274 | 6,976 | 1,249 | 979 | 11.8 | 績 |
| H23 | 8,452 | 7,036 | 1,154 | 262 | 7,175 | 1,228 | 958 | 11.3 | |
| H24 | 8,342 | 6,992 | 1,126 | 223 | 7,139 | 1,166 | 900 | 10.8 | |
| H25 | 8,404 | 7,037 | 1,141 | 225 | 7,216 | 1,141 | 880 | 10.5 | |
| H26 | 8,366 | 7,069 | 1,101 | 196 | 7,196 | 1,118 | 858 | 10.3 | |
| H27 | 8,235 | 6,915 | 1,138 | 182 | 7,069 | 1,153 | 846 | 10.3 | |
| H28 | 8,227 | 6,935 | 1,124 | 168 | 7,090 | 1,134 | 821 | 10.0 | |
| H29 | 8,220 | 6,956 | 1,109 | 155 | 7,112 | 1,116 | 797 | 9.7 | ₹. |
| H30 | 8,215 | 6,977 | 1,095 | 143 | 7,133 | 1,098 | 774 | 9.4 | 予 測 |
| H31 | 8,210 | 6,998 | 1,080 | 132 | 7,154 | 1,081 | 752 | 9.2 | 751 |
| H32 | 8,207 | 7,019 | 1,066 | 122 | 7,176 | 1,063 | 730 | 8.9 | |

3 ごみ処理費用の予測(排出抑制等の施策を実施しない場合)

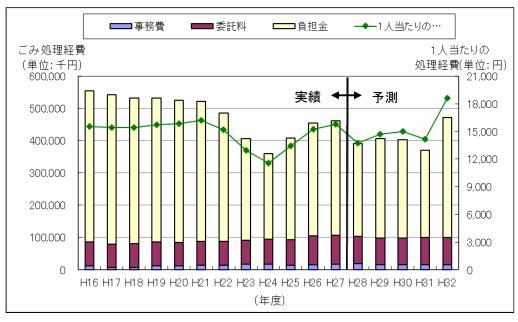
ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ処理費用の将来予測は、以下のと おりです。

予測の結果、新規ごみ処理センターの建設により天草広域連合への負担金の増減はあるものの、概ね減少する傾向にあり、平成32年度の処理経費は471,256千円になる見込みです。

また、新規ごみ処理センターが稼働開始となる平成38年度においては、運搬距離 の延長による収集運搬委託料が増大することが見込まれ、また、ごみ処理に係る天草 広域連合への負担金の割合が不透明な状況であることから、今後も引続き注視してい く必要があります。

<ごみ処理費用の将来予測>

| 年度 | 事務費 | 委託料 | 負担金 | 経費合計 | 1人当たり の処理経費 | |
|-----|--------|--------|---------|---------|----------------|------|
| | (千円/年) | (千円/年) | (千円/年) | (千円/年) | (円/人) | |
| H16 | 11,373 | 74,337 | 468,133 | 553,843 | 15,568 | |
| H17 | 7,044 | 72,758 | 463,355 | 543,157 | 15,451 | |
| H18 | 7,245 | 73,331 | 451,693 | 532,269 | 15,450 | |
| H19 | 11,932 | 73,332 | 447,538 | 532,802 | 15,754 | |
| H20 | 11,896 | 73,234 | 440,594 | 525,724 | 15,850 | |
| H21 | 13,611 | 73,283 | 434,372 | 521,266 | 16,238 | 実 |
| H22 | 13,779 | 73,332 | 399,077 | 486,188 | 15,191 | 績 |
| H23 | 17,855 | 73,283 | 315,117 | 406,255 | 12,929 | |
| H24 | 16,601 | 78,470 | 263,960 | 359,031 | 11,575 | |
| H25 | 13,958 | 79,072 | 314,912 | 407,942 | 13,411 | |
| H26 | 14,751 | 90,764 | 349,512 | 455,027 | 15,247 | |
| H27 | 16,515 | 89,949 | 354,394 | 460,858 | 15,780 | |
| H28 | 18,095 | 84,281 | 288,653 | 391,029 | 13,756 | |
| H29 | 14,820 | 83,432 | 308,058 | 406,310 | 14,695 | マ |
| H30 | 15,936 | 82,308 | 304,263 | 402,507 | 14,979 | 予測 |
| H31 | 16,084 | 83,070 | 270,429 | 369,583 | 14,164 | /X'I |
| H32 | 16,231 | 83,832 | 371,193 | 471,256 | 18,614 | |



第2節 生活排水処理に関する将来推計

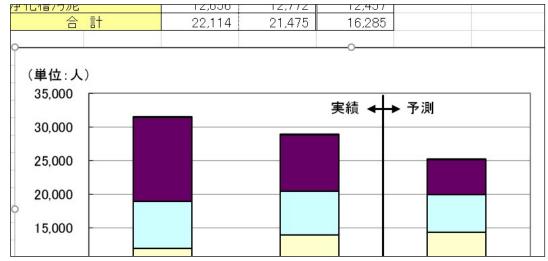
1 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、生活排水処理計画人口は、平成32年度で25,177人になる見込みで、処理形態別にみると、し尿収集については大幅に減少し、公共下水道及び合併処理浄化槽に転換されると予測されます。

<生活排水処理形態別人口の将来予測> (単位:人)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 公共下水道 | 4,074 | 4,776 | 5,210 |
| コミュニティプラント | 526 | 467 | 442 |
| 合併処理浄化槽 | 7,380 | 8,688 | 8,750 |
| 単独処理浄化槽 | 7,030 | 6,501 | 5,536 |
| し尿収集 | 12,395 | 8,415 | 5,235 |
| 自家処理 | 136 | 4 | 4 |
| 処理計画人口 | 31,541 | 28,288 | 25,177 |



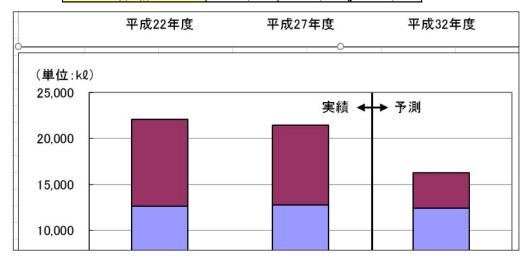
2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測は以下のとおりです。

予測の結果、平成32年度においては、生し尿が3,829k ℓ 、浄化槽汚泥が12,457k ℓ と予測されます。

<し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測> (単位:kl)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 生し尿 | 9,458 | 8,703 | 3,829 |
| 浄化槽汚泥 | 12,656 | 12,772 | 12,457 |
| 合 計 | 22,114 | 21,475 | 16,285 |



第4章 基本計画

第1節 ごみ処理編

1 基本方針

持続可能な社会を形成するためには、物質的な豊かさをもたらしてきたこれまでの 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を見直し、限りある資源を有効に活 用する循環型社会を構築する必要があります。

そこで、上天草市のごみ処理における取組みの柱となる基本方針を次のとおり定め、 上天草市環境基本計画の重点施策に掲げる『ごみを減らし、資源の循環型社会を目指 すまちづくり』を目指します。

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル) の3Rの 取組みを促進し、限りある資源をできる限り有効に活用します。

(2) 適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

ごみの収集運搬及び施設処理の過程における適正かつ効率的なごみ処理体制を確立し、不法投棄などの不適正処理等に関しては、関係機関と連携した対策を実施します。

2 基本施策

2つの基本方針ごとの基本的な施策を次のとおりとします。

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

① 発生抑制 (リデュース)・再使用 (リユース) の推進

現在の事業活動や消費行動を見直し、必要以上の生産、消費を行わないという環境に配慮した事業活動やライフスタイルを定着させ、ごみの発生そのものを抑制します。

② 再生利用(リサイクル)の推進

再生できるもの(紙類、衣類、びん、缶、プラスチック類など)は、資源としてリサイクルします。

③ 教育、啓発活動の充実

ごみの減量とリサイクルを推進するためには、市民、事業者及び市が協働して 取り組んでいくことが重要であり、学校・地域における環境学習の実施や市民等 による自主的な活動を支援し、積極的な情報提供などを行います。

(2) 適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

① ごみ処理体制の適正化と効率化

収集運搬・中間処理・最終処分のあり方を検証し、新規ごみ処理センター建設 に向けて民間事業者や天草広域連合などとの連携を図りながら、ごみ処理体制の 適正化と効率化に努めます。

② 不適正処理に関する対策

不法投棄や野焼きなどの未然防止策の実施や地域などと連携した監視・通報体制の強化を図り、発生後は、現状回復等速やかに対応を行います。

③ その他ごみの処理に関し必要な事項

災害発生時の災害ごみや海岸漂着ごみに関しては、関係機関等との連携による回収及び処理体制を整備します。

3 数値目標

数値目標は、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率の2つを指標とし、環境 基本計画との整合を図り、以下のとおり設定します。

(1) 1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)

| 平成20年度 | 平成27年度 | | 平成32年度 | |
|--------|--------|-------|--------|-------|
| (実績値) | (実績値) | (目標値) | (予測値) | (目標値) |
| 7 2 6 | 7 9 1 | 690 | 8 9 6 | 6 5 4 |

※平成32年度までに、1人1日当たりのごみ排出量平成20年度比10%削減

(2) リサイクル率(%)

| 平成20年度 (実績値) | 平成27年度 | | 平成32年度 | |
|--------------|--------|-------|--------|-------|
| | (実績値) | (目標値) | (予測値) | (目標値) |
| 10.4 | 10.3 | 1 5 | 8. 9 | 2 0 |

※平成32年度までに、リサイクル率20%達成

4 目標達成に向けた取組み

(1) 施策の体系

『ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり』

ごみの減量とリサイクルの推進

発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進

- ・容器包装ごみの発生抑制
- 可燃ごみの減量
- 再使用の促進

再生利用(リサイクル)の推進

- 分別の徹底
- ・生ごみなどの分別と資源化の検討
- 資源物の排出機会の提供
- ・学校給食残さ物の堆肥化推進
- 再生品の積極的な利用

教育、啓発活動の充実

- ・学校や地域における環境教育・環境学習の実施
- ・市民等の自主的活動の推進
- 情報提供の充実

適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

ごみ処理体制の適正化と効率化

- 収集運搬体制
- 中間処理体制
- 最終処分場

不適正処理に関する対策

- ・不法投棄や野焼きの防止策
- ・関係機関等との連携による監視・通報体制等の強化

その他ごみの処理に関し必要な事項

- ・災害ごみの適正処理
- ・海岸漂着ごみの適正処理
- ・適正処理困難物への対応

(2) 各主体の取組み

【ごみの減量とリサイクルの推進】

| 主体 | 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進 |
|-----|---|
| 市民 | ・買い物の際はマイバッグを持参し、過剰包装などは断ります。 ・無駄な買い物は止め、野菜などは極力裸売りのものを選ぶようにしてごみとなるものは購入しないなど、計画的な買い物を行います。 ・物は大切に長く使い、使い捨て商品の使用を抑制し、繰返し使用できる詰替え商品などの選択、使用に努めます。 ・食材は使い切るようにして無駄を省き、食べ残しはなくすよう努めます。 ・家庭から出るごみは正しく分別し、可燃ごみの減量に努めます。 ・生ごみ処理機を活用した生ごみの堆肥化に努め、排出する場合には十分に水切りを行います。 |
| 事業者 | ・レジ袋削減(マイバッグ)推進運動に積極的に参加し、レジ袋の削減を推進します。 ・排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、ごみの発生抑制と適正な分別に努めます。 ・包装の簡略化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討します。 |
| 市 | (容器包装ごみの発生抑制) レジ袋削減(マイバッグ)推進運動などにより、買い物の際のレジ袋や過剰包装の辞退、使い捨て商品の使用の抑制等に関する啓発に取組みます。 (可燃ごみの減量) 紙類やプラスチック類、不燃物などの適正な分別による可燃ごみへの混入防止策を検討するとともに、水分を多く含む生ごみについては、発生の抑制や啓発による生ごみの水切りの励行、購入費補助の継続による家庭用生ごみ処理機等の導入を促進し、生ごみの集団処理への拡大に取組みます。 (再使用の促進) リサイクルショップやフリーマーケットなどに関する情報を紹介し、市民等の積極的な活用を促進します。 |

| 主 体 | 再生利用(リサイクル)の推進 | |
|-----|--|--|
| 市民 | ・資源物は分別ルールやマナーを守って排出します。 ・生ごみ処理機などを活用した生ごみの堆肥化に努めます。 ・店舗などが行う資源物の店頭回収などに協力します。 ・家電リサイクル法対象の廃家電製品は、決められた方法で適正に処理し、パソコンや携帯電話などを処理する際は、再資源化する取組みに協力します。 ・再生利用品を積極的に利用します。 | |
| 事業者 | ・容器や包装については、リサイクルしやすい商品(素材)のものを製造または使用します。 ・引き取った廃家電製品は適正に管理し、製造業者に引き渡します。 ・資源物の分別を徹底し、適正なリサイクルルートを確保します。 ・食品トレイや牛乳パックの店頭回収等を実施し、リサイクルに資する取組みを行います。 ・事務所から発生する紙ごみを分別し、古紙回収に回して資源化を図ります。 ・再生利用品を積極的に利用し、環境に配慮した製品を使用します。 | |
| 市 | (分別の徹底) 紙類やプラスチック類などの資源物が、可燃ごみの中に多く混入されていることから、分別の徹底について継続して啓発を行います。特に、事業者に対しては、事業ごみの適正な分別に関する指導を強化し、食品トレイや牛乳パックなどの店頭回収の取組みの実施について働きかけます。 (生ごみなどの分別と資源化の検討) 生ごみや廃食油の分別による資源化及び利活用、草木類の資源化に向けた堆肥化システムの構築の検討を行い、資源化の取組みを実施します。 (資源物の排出機会が毎月1回と限定されていることから、資源化率向上を図るために多様な排出機会を市民に提供し、市民が資源物を排出しやすい体制を構築します。 (学校給食残さ物の堆肥化推進) 学校給食残さ物の堆肥化推進) 学校給食で発生する残さ物の堆肥化に取り組み、可燃ごみの減量化と資源化率の向上を図ります。 (再生品の積極的な利用) 再生品の積極的な利用) | |

| 主体 | 教育、啓発活動の充実 |
|-----|--|
| 市民 | ・ごみ問題に関心を持ち、ごみ問題の現状や対策に関する知識や理解を深めます。・ごみ問題に関する学習会やイベント等に積極的に参加します。・地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加します。 |
| 事業者 | ・ごみ問題に関する教育により、従業員の意識向上を図り、ごみの減量と資源化に資する取組みの実践行動につなげます。・ごみ問題に関する研修会やイベント等に積極的に参加します。・地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加します。 |
| 市 | (学校や地域における環境教育・環境学習の実施) 学校や地域におけるごみの減量や資源化に関する環境教育の実施を推進 するとともに、出前講座や説明会の開催、イベント等の活用による学習機会 の提供と内容の充実を図ります。 |
| | (市民等の自主的活動の推進) 市民等による環境美化活動や地域清掃活動などに対して支援するととも に、その取組内容を広く紹介します。また、ごみの減量や資源化に資する顕 著な活動を行う個人及び団体に対しては、表彰を行います。 |
| | (情報提供の充実) 市広報媒体等を活用して、ごみ減量と資源化に関する情報を積極的に提供 します。 |

【適正かつ効率的なごみ処理体制の整備】

| 主体 | ごみ処理施設の適正化と効率化 |
|-----|---|
| 市民 | ・市が実施する排出ルールに対する理解を深め、適正な収集運搬、中間処理及び最終処分の実施に協力します。・自らが利用する各地区のごみステーションの管理及び運営に率先して取組みます。 |
| 事業者 | ・排出事業者は事業ごみの運搬について、自らが適正に行うか一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼します。・一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市が直接収集しない事業ごみや一時多量ごみなどの収集運搬について、適正に実施する体制を整備します。 |
| 市 | (収集運搬体制) 各地区が管理するステーションについては、雨水侵入防止策を実施し、水分の除去による可燃ごみの減量化を図ります。 家庭ごみの収集運搬においては、今後も引続き、ごみ分別の手引きや収集カレンダー等の作成及び周知により排出ルールの啓発等を行い、事業ごみの収集運搬においては、一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携を図りながら、適正かつ効率的な実施に取組みます。 新規ごみ処理センターの建設に向けては、収集運搬体制のあり方を検討し、ごみ処理経費の適正化が図られるよう努めます。 (中間処理体制) 松島地区清掃センターにおいては、ごみの減量や適正な分別による焼却処理量の削減により、運営の効率化と施設の延命化を図ります。 新規ごみ処理センターの建設に向けては、天草広域連合等との連携を強化し、適切な建設計画と運営の効率化が図られるよう努めます。 (最終処分場) ごみを適正に処理し、埋立処分量を最小化することで、最終処分量の削減による施設の延命化を図ります。 |

| 主体 | 不適正処理に関する対策 |
|-------|--|
| 市民事業者 | ・法令やごみ出しルールを守り、ごみを適正に排出し、ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしません。・市への通報などにより、不法投棄や野焼きの防止に協力します。 |
| 市 | (不法投棄や野焼きの防止策) 看板の設置や市広報媒体を活用した啓発、環境パトロールの実施により、 不法投棄(ポイ捨ても含む)や野焼きなどの不適正処理の未然防止や早期発 見に努めます。 |
| | (関係機関等との連携による監視・通報体制等の強化) 地域や県及び警察などの関係機関と連携した監視・通報体制の強化を図 り、発生後は、現状回復等速やかな対応に努めます。 |

| 主体 | その他ごみの処理に関し必要な事項 |
|-------|--|
| 市民事業者 | ・廃棄物処理関係の団体は、災害の発生に備え、災害ごみの処理について協力する体制を整えます。・排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、専門の処理業者等に依頼して適正に処理を行います。 |
| | (災害ごみの適正処理) 上天草市地域防災計画を踏まえ、地震や台風などの大規模な災害時に発生する災害ごみの適正な処理について検討するとともに、国、県、周辺自治体や産業廃棄物協会などの関係機関との連携による迅速かつ円滑な適正処理を行うための体制を整備します。 |
| 市 | (海岸漂着ごみの適正処理) 海岸域に漂着したごみについては、海岸管理者や関係機関等と連携した回収及び適正な処理を実施します。 |
| | (適正処理困難物への対応) 排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、排 出者自らが専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導を行います。 |

第2節 生活排水処理編

1 基本方針

現在の生活排水処理は、公共下水道、コミュニティプラントや合併処理浄化槽により行われており、これらは、公共用水域の水質保全を図るうえで不可欠であることから、生活排水対策の必要性と水環境の重要性については、今後より一層の啓発を推進しなければなりません。

そこで、上天草市における生活排水処理の基本方針を次のとおり定め、**『豊かな水環境の実現**』を目指します。

(1) 公共下水道による生活排水の適正処理の推進

公共下水道認可区域内では、公共下水道接続人口の増加を図ります。

(2) 合併処理浄化槽による生活雑排水の適正処理の推進

公共下水道区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3) 安定した収集運搬、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の安定した収集運搬体制を継続するとともに、効率的な収集 運搬を推進します。

2 基本施策

3つの基本方針に沿った基本的な施策を次のとおりとします。

(1)公共下水道の普及

公衆衛生の向上と水質保全のため、公共下水道施設の整備と公共下水道への接続を促進します。

(2) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽設置の推進並びに単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿、浄化槽汚泥量の変化に対応した収集運搬計画により、し尿処理施設の適正な維持・管理を行います。

(4) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽の清掃と保守点検及び法定検査の実施について啓発します。

3 数値目標

数値目標は、生活排水処理率を指標とし、以下のとおり設定します。

〇生活排水処理率(%)

| 平成22年度 (実績値) | 平成 2 7 年度 (実績値) | 平成32年度 (目標値) |
|--------------|--------------------|--------------|
| 38.0 | 48.3 | 56.8 |

[※]平成32年度までに、生活排水処理率56.8%達成

4 目標達成に向けた取組み

「豊かな水環境の実現」を目指すためには、生活排水や工場、事業所等からの排水による河川の水質汚濁の防止や生活環境の悪化を防ぐことが求められています。そのためには、市民、事業者及び行政の三者がそれぞれの役割を果たし、理解し合いながら協力していくことが必要です。

市民の役割

- ①公共下水道や合併処 理浄化槽への転換
- ②家庭での汚濁源対策
- ③市の活動への協力

事業者の役割

- ①公共下水道や合併処 理浄化槽への転換
- ②工場、事業所等排水 の適正処理による河 川水質汚濁の防止
- ③市の活動への協力

人と海のふれあうまち「豊かな水環境の実現」

行政の役割

「合併処理浄化槽の推進による 生活排水処理率の向上」

- ①合併処理浄化槽の設置 及び転換の促進
- ②普及啓発と情報提供

(1) 公共下水道への加入促進

公共下水道整備済み区域においては、接続率100%を目指し、未接続者への指導及び啓発により加入を促進します。

(2) 合併処理浄化槽の整備促進

合併処理浄化槽の必要性に対する意識を高めることにより、建築物の新築及び改築時等における合併処理浄化槽の設置を促進します。

さらに、補助制度の継続並びに見直し等の検討を進め、合併処理浄化槽の整備を 促進します。

(3) 収集運搬体制の確立

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正かつ効率的な収集運搬を行います。

(4) 施設の適切な維持管理

- ① 下水道終末処理場、コミュニティプラントにおいては、適切な維持・管理を継続し、延命化に努めるものとします。
- ② 合併処理浄化槽においては、その浄化能力が正常に発揮されるよう定期的な清掃や保守点検及び法定検査による適正管理を呼びかけます。

(5) 学校や地域における環境教育・環境学習の推進

教育機関等と連携した環境教育・環境学習を行う機会の提供や内容の充実を図ります。

(6)情報提供の充実

市のホームページや広報上天草を活用した生活排水処理に関する情報の提供を積極的に行います。

第3節 計画の推進と管理

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者及び市の協働により、市を挙げて取り組んでいくことが重要です。

特に、一般廃棄物処理の問題については、市民生活と密接に関わっていることから、 各主体がそれぞれの持つ役割と責任を認識し、日常生活や事業活動での環境に配慮し た取組みの実践をはじめ、地域などにおける自主的活動の促進を図っていく必要があ ります。

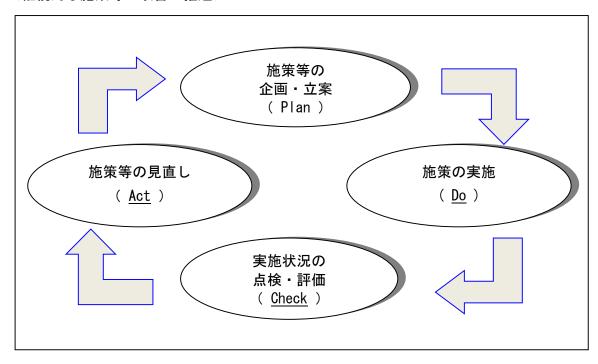
したがって、市では、環境教育の実施や自主的な活動などに対する支援等を行いながら、市民等による取組みを活性化し、計画を着実に推進するための体制づくりに積極的に取り組むものとし、さらに、年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、目標を達成するための具体的な施策を実施していきます。

2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、下の図のようなPDCAサイクルの考え方に則し、 年度ごとに点検及び評価を行いながら、目標達成に向けた施策等の継続的な改善を実 施します。

また、計画の進行状況については、毎年度、環境審議会に報告するとともに、ホームページなどで公表し、環境審議会などの意見を踏まえたうえで、施策の改善や計画内容の見直しを行います。

<継続的な施策等の改善の推進>



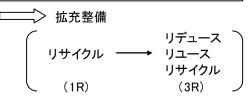
■参考資料

1 循環型社会形成の推進のための施策体系

環境基本法 環境基本計画 ・社会の物質循環の確保 ・天然資源の消費抑制 ・環境への負荷低減 ・環境への負荷低減 ・関連への負荷低減 ・関連への負荷低減 ・環型社会形成推進基本計画(国の他の計画の基本) ・産業物の適正処理 リサイクルの推進 ・展棄物処理法 ・展棄物処理法 ・フェルグボーのとははない。

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- 4廃棄物処理事業者に対する規制
- ⑤廃棄物処理基準の設定など
 - ─────────── 拡充強化
 - •不適正処理対策
 - 公共関与による施設整備等

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示
- ④副産物の有効利用の促進



(個別物品の特性に応じた規制)

容器包装 リサイクル法

- ・ 容器包装の市 町村による収 集
- 容器包装の製造・利用業者による再製品化
- 家 電 リサイクル法
- 廃家電を小売 店等が消費者 より引取
- 製造業者等に よる再製品化

食 品 リサイクル法

食品の製造・加 エ・販売業者が食 品廃棄物等の再 資源化

建 設 リサイクル法

- 工事の発注者が
- ・建築物の分解 解体
- ・ 建築廃材等の 再資源化

自動車 リサイクル法

- ・関係業者が使 用済み自動車 の引取、フロンの 回収、解体、破 砕
- ・製造業者等がエ アバッグ、シュレッ ダーダ、ストの再資 源化、フロンの破

グリーン購入法 (国等が率先して環境に配慮した物品などの調達を推進)

2 上天草市環境基本計画 (平成23年3月策定) の概要

(1) 対象期間

平成23年度~32年度

(2)内容

上天草市環境基本条例に基づき、「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」の実現に向け、5つの環境目標を設定し、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として具体的な施策の方向性を示しています。

一般廃棄物については、第4章基本計画で「生活環境の保全及び創造」、「循環型 社会の構築」に関して具体的な施策の方向性を示しており、特に、本市で取り組む べき課題を重点施策として、「美しい海を保全するまちづくり」と「ごみを減らし、 資源の循環型社会を目指すまちづくり」を設定しています。

主な取組みについては以下のとおりです。

<美しい海を保全するまちづくり>

- ① 水質の監視による状況の把握
- ② 生活排水対策の推進
- ③ 森林などの整備
- ④ 環境美化・保全活動の推進
- ⑤ 国、県及び近隣市町村との連携

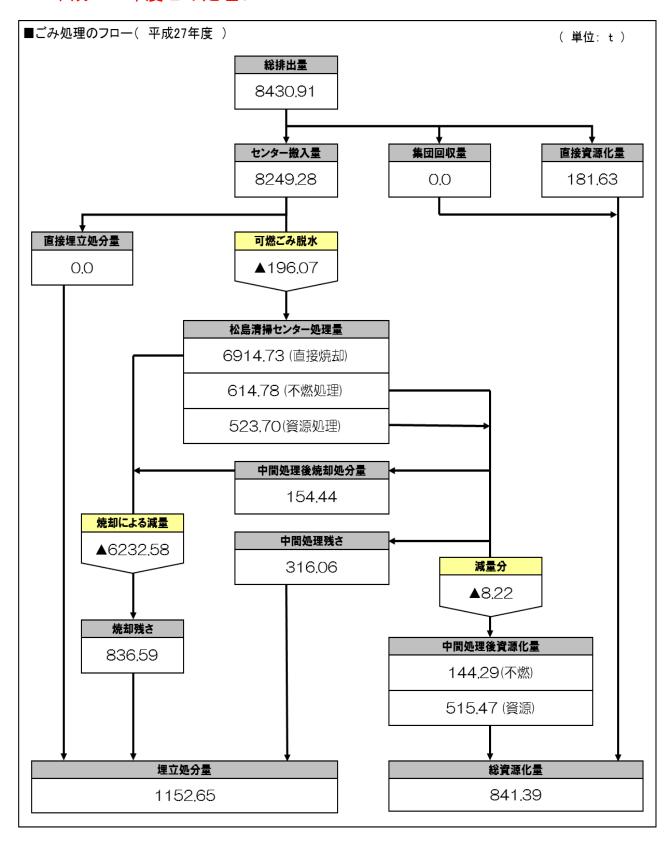
くごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり>

- ① 発生抑制・再使用の促進
- ② リサイクルの推進
- ③ 適正処理の推進

3 廃棄物の種類

| | | 廃棄物の種類 |
|-------|-----------|---|
| 一般廃棄物 | 家庭系一般廃棄物 | 産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物以外の家庭から排出される廃棄物 |
| | 事業系一般廃棄物 | 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の事業所から排出 される廃棄物 |
| | 特別管理一般廃棄物 | 産業廃棄物以外の廃棄物のうち、感染や汚染、爆発などの危 険性があるもの |
| 産業廃棄物 | 産業廃棄物 | 事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻・汚泥など 法で定める20種類のもの及び輸入された廃棄物 |
| | 特別管理産業廃棄物 | 産業廃棄物のうち、感染や汚染、爆発などの危険性があるも の |

4 平成22年度ごみ処理フロー



5 計画の策定に係る経緯

| 平成23年6月15日 | ○庁内調整 ※計画策定に関する基本的な事項の協議 |
|------------|---|
| 7月15日~8月1日 | ○上天草市一般廃棄物処理基本計画策定に関するアンケート調査(意見聴取) ※対象:177行政区長 |
| 8月15日 | ○庁内調整 ※計画の構成及びスケジュールに関する協議 |
| 9月15日 | ○第6回上天草市環境審議会 ※市長から上天草市環境審議会長へ諮問、一般廃棄物 処理の現状と課題、計画の策定(案)、計画書(案) について |
| 11月10~22日 | ○庁内調整 ※意見調整及び概要版(案)の作成に関する協議 |
| 11月24日 | ○第7回上天草市環境審議会 ※計画(概要版)、パブリック・コメント手続、市長へ の答申案、計画書(案)について |
| 11月25~30日 | ○庁内調整 ※計画書(案)及び概要版(案)の修正に関する協議、 意見調整 |
| 12月2日~22日 | ○計画書(案)に関する意見提出(パブリック・コメント) 手続実施 |
| 平成24年1月 | ○庁内調整 |
| 2月 | ○第8回上天草市環境審議会 |
| 3月 | ○市議会総務常任委員会報告 |
| 平成28年12月 | ○第18回上天草市環境審議会 ※一般廃棄部処理基本計画見直しに関する協議 |
| 平成29年1月 | ○庁内調整 ※都市整備課等と見直しに関する協議 |
| 3月 | 第19回上天草市環境審議会 ※一般廃棄部処理基本計画見直しに関する最終協議 |



上天草市一般廃棄物処理基本計画

【改訂版】

平成 29 年 4 月

発行 上天草市市民生活部生活環境課

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地 TEL 0964-26-5524 FAX 0964-56-5107